

## 岡山連盟ローバースカウト会議憲章

(定義)

第1条 岡山連盟に「岡山連盟ローバースカウト会議」を設け、  
「岡山連盟ローバースカウト会議憲章」を制定する。

(名称)

第2条 名称は、岡山連盟ローバースカウト会議（以下「岡山ローバース会議」とする）と称する。

(構成員)

第3条 岡山ローバース会議は、「ちかい」と「おきて」の実践に努めている、岡山連盟に所属するローバースカウト及び18歳以上25歳以下の、指導者（以下「岡山ローバース」とする。）で構成する。他都道府県連盟に所属するローバースカウト及び18歳以上25歳以下の、指導者の参加を歓迎するが、県内の団へ従登録を推奨する。

(目的)

第4条 岡山ローバース会議の目的は、次のとおりとする。

- (1) 岡山ローバースに対し、情報交換の場を提供し活動を支援する。
- (2) 岡山ローバースの意思を決定し表明する。
- (3) 岡山連盟の発展に寄与できる活動を実施する。

(ローバー活動)

第5条 ローバー活動の定義は次のとおりとする。

- (1) ローバー活動とは、個人が主体として行う自主的な活動をいい、その実施にあたっては、活動の目的及び目標等を明確にしなければならない。
- (2) ローバー活動は、企画、計画、実行、評価及び反省を明確にし、その過程において他のローバースカウトに提案、相談、発表、周知並びに情報の交換等が行われるようにする。
- (3) 複数人のローバースカウトが共同して行う活動もローバー活動とし、その活動の趣旨に賛同する者を募ることができる。
- (4) 地域団体及び他の社会教育団体等が行う事業に、ローバースカウトが共同又は参画するものもローバー活動とする。

(役員)

第6条 岡山ローバース会議に、次の役員を置く。

- (1) 議長 1名
- (2) 副議長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名
- (5) 監事 2名

(役員の仕事)

第7条 前条に定める役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 議長

- ① 岡山ローバース会議を代表するとともに岡山ローバース会議及び各種会議を召集して、その会議の議長を務め議事進行の中心的な役割を担う。
- ② 岡山ローバースの意見を取りまとめ、県内外へ発信するとともに対外的な代表となる。
- ③ 岡山県連盟理事会と密接な関係を保ち、必要に応じて理事会に活動状況を報告し運営の助言を受ける。

(2) 副議長

- ① 議長を補佐し、議長不在の時は議長の仕事を代行する。
- ② 議長と密接に連携し、岡山ローバース会議の円滑な運営を図る。

(3) 書記

- ① 各種会議の議事録を作成し管理する。必要に応じて関係者に公開並びに周知を行う。
- ② 岡山ローバース会議の活動記録を作成し管理する。必要に応じて関係者に公開並びに周知を行う。

(4) 会計

- ① 岡山ローバース会議の予算収支を明確にし、会費等の徴収を行うとともに現金等の管理を行う。
- ② 岡山ローバース会議の予算案及び決算報告等の作成及び岡山連盟事務局と連携を図る。

(5) 監事

- ① 岡山ローバース会議の資金及び経理を監査する。
- ② 監査を通じて必要な指導を行う。

(役員を選出・任期)

第8条 役員を選出及び任期は次のとおりとする。

- (1) 役員を選出は、監事1名を除き、岡山ローバースの互選とし任期は1年とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 監事1名は、岡山連盟事務局長を充てる。
- (3) 役員を選出にあたっては、より多くの者が役員を経験できるよう配慮する。
- (4) 役員が任期途中で特段の事情により役員の仕事が遂行できなくなった場合は、岡山ローバース会議において後選を選出する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

(その他の役員)

第9条 岡山ローバース会議は、第6条に規定する役員以外の役員を必要に応じて置くことができる。ただし、役員名、役員の仕事、任期及び選出方法等は、岡山ローバース会議においてその都度適切に定めるものとする。

(アドバイザー)

第10条 岡山ローバース会議及び各種会議に若干名のアドバイザーを置くことができる。ただし、アドバイザーの選任にあたっては、年次総会の決議を得るものとする。  
(年次総会)

第11条 年次総会は次のとおりとする。

(1) 原則として年1回、岡山連盟年次総会の前に開催し、次の事項を決議する。

- ① 前年度の活動報告及び決算報告
- ② 当年度の活動計画及び収支予算
- ③ 役員を選出
- ④ 憲章の改廃
- ⑤ アドバイザーの選任
- ⑥ その他重要な事項

(2) 構成員は誰でも参加し、発言及び決議に加わることができる。ただし決議は参加者の過半数で決する。

(3) 決議事項は、岡山連盟理事会の承認を得なければならない。

(定例会・臨時会等)

第12条 定例会及び臨時会等は次のとおりとする。

(1) 定例会は定期的（月1回程度）に開催し、開催時期は岡山ローバース会議において定める。

(2) 臨時会は、必要に応じて議長が召集する。

(3) 各種会議は、名称、業務、委員等必要事項を岡山ローバース会議で定め運営する。

(事務局・資金等)

第13条 事務局及び運営資金等は次のとおりとする。

(1) 事務局は、岡山連盟事務局内に置く。

(2) 運営資金は、自己活動創出金、岡山連盟の助成金及び寄付金をもって充てる。

(3) 会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(憲章の見直し)

第14条 憲章の見直しは、次の要領で行う。

(1) 制定日より1年毎に内容等について見直しを行うものとする。

(2) 見直しにあたっては、趣旨の徹底、見直し内容等が構成員へ十分に周知されなければならない。

(憲章の改正)

第15条 憲章の改正は、次の要領で行う。

(1) 改正には、年次総会の議を経て岡山連盟理事会の承認を得なければならない

(2) 改正にあたっては、趣旨の徹底、改正内容等が構成員へ十分に周知されなければならない。

(憲章の制定等)

第16条 憲章は、岡山連盟理事会の承認を得て制定並びに施行する。

制定日 平成 28年 9月 10日

施行日 平成 28年 9月 10日